

## 第1章 計画の改定に当たって

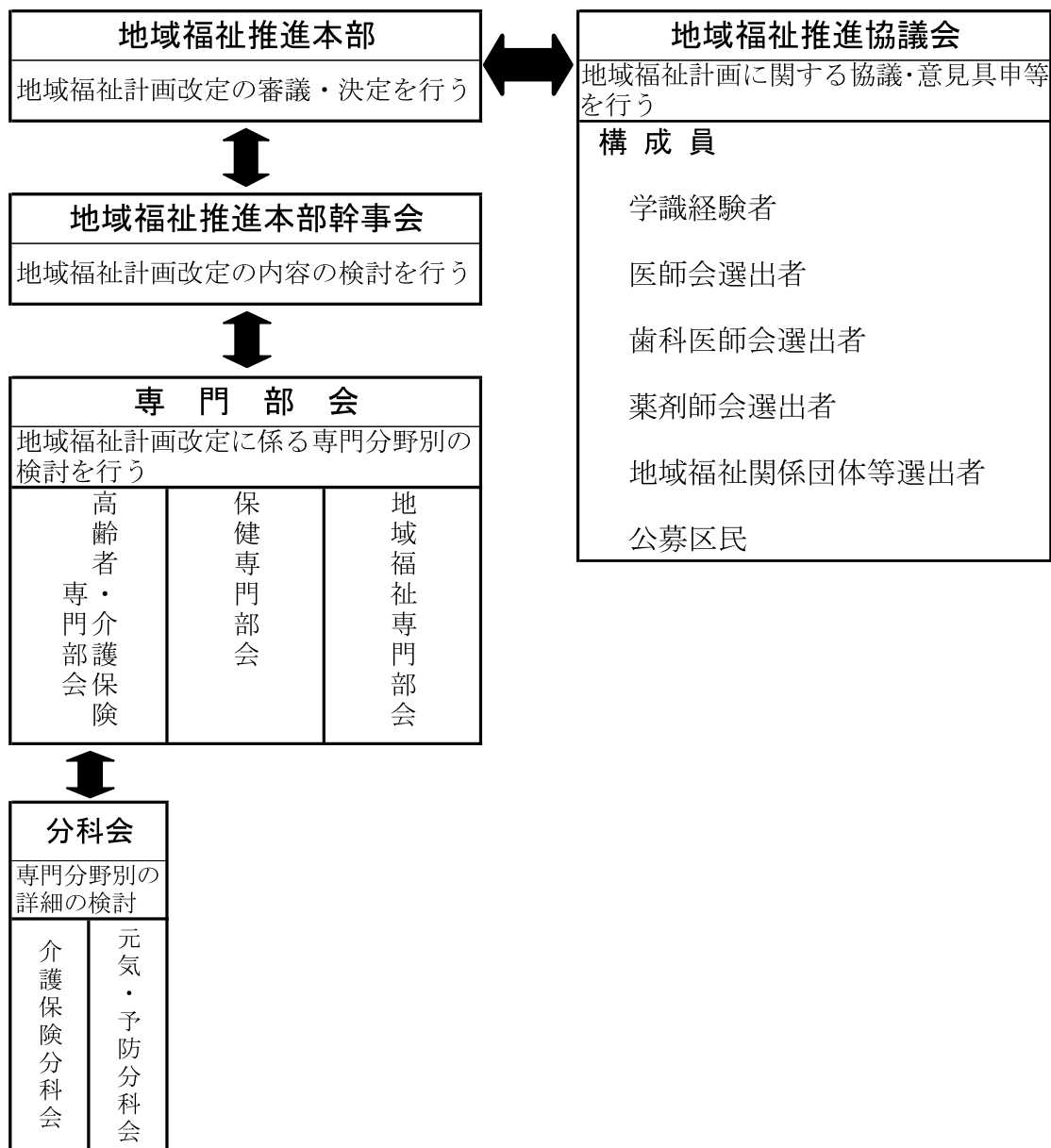
### 1 計画改定の背景と趣旨

- 平成12年から運用を開始した介護保険制度は、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の「持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会」の構築、社会保障の総合化という視点から見直され、平成17年6月に改正介護保険法が成立しました。法の趣旨に基づき、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立等に対応するため、「高齢者計画」「介護保険事業計画」を改定し、施策を実施する必要があります。
- 改正介護保険法第117条第4項により、介護保険事業計画は、老人福祉法に規定する老人福祉計画及び老人保健法に規定する老人保健計画と一体のものとして作成することとなりました。このため、本区においては文京区地域福祉計画の分野別計画の一つとして、すべての高齢者を対象とする高齢者・介護保険事業計画を策定します。

### 2 計画改定の検討体制

- 地域福祉計画の改定に当たっては、検討組織を設けて、内容の検討を行いました。したがって、高齢者・介護保険事業計画もこの検討組織で、内容の検討を行いました。（【図表】1-1）
- 地域福祉推進本部の下に、幹事会、3つの専門部会を設置し、さらに専門部会の下に、高齢者・介護保険に関する2つの分科会を設置して、庁内での検討を行いました。
- 学識経験者、地域福祉に関連の深い団体の代表、地域福祉にかかわりを持った公募の区民等の広範囲な委員で構成する地域福祉推進協議会において、ご協議をいただき検討を進めてきました。
- また、計画の検討経過を、区報等により区民周知を行うとともに、説明会を実施し、広範な区民意見を聴取しながら、計画の改定を行いました。

【図表】 1 - 1 検討体制の組織図



### 3 計画の構成

- 地域福祉計画全体の構成は次ページのとおりです。計画全般にわたる考え方、基本理念、基本目標等の総論部分は全分野に共通で、高齢者を対象とする計画部分が本計画の固有部分となります。（【図表】 1 - 2）
- また、本計画では他分野と同様に第4章で計画事業と目標を記載した上で、第5章において介護保険制度改正に伴う新たな取り組みについて、その考え方や具体的な事業計画等を記載しています。

- 最後の、第6章においては介護費用と保険料について、介護給付費の見込みから、保険料の設定、保険料及び利用料の負担軽減等、介護保険財政に関する分野についてとりまとめています。

【図表】 1-2 地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
現状と重点課題	・地域特性等				
	・子ども	・高齢者 ・介護保険	・障害者(児)	・地域保健医療	・地域福祉
分野別計画	子育て支援計画 (次世代育成支援行動計画)	高齢者・介護保険事業計画	障害者計画	保健計画	地域福祉の推進
	16年度策定済		18年度改定予定		

#### 4 計画の期間

- 本計画は、第3期介護保険事業期間である平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度に見直しを行います。

#### 5 計画の進行管理等

- 進捗<sup>しんちよく</sup>状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。
- 地域福祉の推進のために、全庁的に取り組むため、庁内組織としては地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。